

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

環境省において、排水基準の指標が**大腸菌群数**から**大腸菌数**への見直しが検討されています。

【排水基準における大腸菌数の基準値(案)】

	見直し後	見直し前(現行)
項目	大腸菌数	大腸菌群数
基準値	800以下 (単位:CFU/ml)	3,000以下 (単位:個/cm ³)

【今後の予定(案)】

法令施行日：令和6(2024)年4月頃

※本改正にて影響が出るとされる「下水道関連」、「畜産業」、「宿泊業」などの排水実態を踏まえ、今後改正にむけて暫定措置適用等の検討が行われる予定です。

〈参考〉大腸菌数の環境基準(令和4(2022)年4月1日施行済)

類型	環境基準値(単位:CFU/100ml)	
河川・湖沼 AA類型	自然環境保全	20以下
	水道1級	100以下
河川・湖沼・海域 A類型	水道2級(河川・湖沼)	
	水浴(河川・湖沼・海域)	300以下
	自然環境保全(海域)	20以下
河川B類型	水道3級	1,000以下

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは
 下記担当者まで

分析部 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 見直しの背景

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について、現在13項目が定められています。そのうち大腸菌群数は、赤痢菌、コレラ菌、チフス菌等の水系感染症が温血動物のふん便を媒介に感染することから、ふん便汚染の汚濁の指標として用いられてきました。

しかし水環境中において、大腸菌群数が多く検出されていても、大腸菌数が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられたことから、令和4年4月に環境基準において「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改正されました。今回はこれらを受けて、見直し検討が始められました。

2. 大腸菌と大腸菌群の違い

大腸菌：人や動物の腸内に存在し、糞便などに直接的または間接的に汚染されていること示します。そのため糞便汚染のないところで検出されることはまれです。

大腸菌群：乳糖を分解してガスを発生させる菌をいいます。大腸菌も大腸菌群に含まれています。しかし、大腸菌群は糞便に無関係で植物、土壌、水などに存在している菌も含まれています。このことから、飲料水や食品など人が口にするものに対して、大腸菌の検査が必須となっている場合が多いです。



大腸菌と大腸菌群との関係(イメージ図)